平成29年度 瑞穂市障害者自立支援協議会 第1回全体会

●開催年月日 平成29年6月26日(月) 総合センター5階 第4会議室

●開 会 10時00分 / 閉会 11時55分

●出席委員 青山 惇子 · 曽我 美穂 · 安藤 邦章 · 森 稚加子 ·

田宮 康弘 ・ 加藤 央 ・ 玄 景華 ・ 杉野 静子

武内 由美 ・ 勝川 真妃 ・ 園田 美樹 ・ 林 善太郎

村井 寛人 ・ 牛丸 真児 ・ 関谷 充 ・ 松久 里恵 ・

森 敏幸 ・ 不破 明美 18名

●欠席委員 国枝 武俊 · 松野 守男 2名

●瑞穂市障害者自立支援協議会事務局 出席者

福祉部長 森 和之 ・ 福祉生活課長 佐藤 雅人 ・

課長補佐 庄司 洋 · 主任 長屋 貴彦 4名

【議題】

- 1. 市の障がい福祉に係る状況について
 - ①第4期瑞穂市障害福祉計画に係る各種実績値の報告
 - ②瑞穂市障害者計画・瑞穂市障害福祉計画(第5期計画)の策定について
 - ③平成29年度の障がい福祉について
 - ・手話奉仕員養成講座について(本巣市・山県市・北方町との合同開催) 「瑞穂市は、平成 29 年度基礎編を実施」
 - ④市内の福祉事業所等について
- 2. 平成29年度の協議会の運営等について
 - 組織について
 - 部会の割り振りについて
 - ・各部会の進捗状況について

くらし部会 (田宮 部会長)

相談支援部会 (牛丸 部会長)

こども部会 (武内 部会長)

3. その他

会議の内容(要点)

司会≪開会≫

定刻となりましたのでこれより平成29年度瑞穂市自立支援協議会第1回全体会を開会いたします。本日の会議でございますが定員20名中出席者16名(※2名途中参加)ということで過半数以上となりますので市附属機関設置条例第8条の規定に基づき本協議会は成立しております。

<福祉部長より委嘱状の交付>

(会長あいさつ)

(福祉部長あいさつ)

<事務局紹介> <配布資料の確認>

- 司会 それではこれより議事に移らせていただきます。これからの議事進行は瑞穂市 付属機関設置条例第7条第3項に従いまして会長である玄委員に議長をお願いす ることになります。
- 会長 ご指名いただきましたので本協議会の議長を務めさせていただきます。円滑な 議事進行にご協力お願いします。

それではまずはじめに本委員会の会議録について審議をいただきます。事務局 より説明をお願いします。

事務局 (会議録の作成方法、確認方法について確認)

会長 ただ今事務局より提案ありましたが何かご意見はございますでしょうか。これ は従来通りの手続きでございます。それでは事務局の提案に賛成の方は挙手をお 願いします。

それでは挙手全員で本会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名を記載しないこととします。会議録は会長、副会長の了承を得て公開することといたします。すでに録音はさせていただいておりますのでそれも含めてご了解をお願いいたします。

2名の方が新規の委員に入っていただいたので、よろしければ簡単にご挨拶を お願いしたいと思いますのでお願いします。

<新任委員の挨拶>

会長 よろしくお願いいたします。それでは議事に入る前に第2回の全体会の会議録が手元にございますので、これは私の方と副会長の加藤さんのもとで確認をさせていただいております。少し見ていただきまして何かありましたら修正、追加等ございましたら、後ほどでも結構でございますのでお目通しいただければと思います。

それでは議事に入ります。市の障がい福祉にかかる状況ということで**議題1① 第4期瑞穂市障害福祉計画にかかる各種実績値の報告について**、を事務局の方からご説明の方をお願いいたします。

<事務局より議題1-①について説明>

- 会長 ありがとうございました。ただ今の各実績値の報告についてご質問とかご追加 等ございますでしょうか。いかがでしょうか。概ね増加傾向であろうと思います。 身体障害者手帳で1ページのところは今回亡くなられた方とか転出した方とか 50 名ほどが書類上といいますか、今回その分を削減された、これは平成 28 年度だけ に限定してということですか。ここはどうなんですか正確な実数を把握するとい う意味では結構重要なことだと思いますがいかがですか。
- 事務局 平成 28 年度に修正いたしましたが、過去にさかのぼっての修正については難し いところがあると思います。

≪A3の構の表の説明≫

こちらは平成 14 年度から 28 年度までの身体障害者手帳、療育手帳、そして精神保健福祉手帳の保持者数を一覧にしたものです。左側のグラフと右側のグラフの違いは身体障害者手帳の小計、左側の上から 2 つ目の丸で茶色のグラフです、身体障害者手帳所持者の小計があるかないかというところだけの違いなんですがこちらを見ていただきますと、精神保健福祉手帳の所持者数というのが平成 18 年から始まっておりましてこれはピンク色のグラフの線になりますが、平成 18 年から始まりまして平成 28 年度までで 3 倍ぐらいに増加していると。それから療育手帳の方は下から 4 つ目ぐらいのこの水色のグラフになりますが、14 年から比較しますと 2 倍ぐらいの、平成 14 年で 207 名で、平成 28 年が 402 名ということで倍ぐらいになっています。それに対しまして身体障がい者の小計を見ていきますと平成 14 年が 1,309 名、そして平成 28 年が 1,570 名ということで 200 名ほど増えているということですが増え方にそれぞれの特徴があるということが読み取れる

かと思います。

会長 A3の方で瑞穂市の障がい者の動向が把握できるかと思いますがいかがでしょ うかご意見、ご質問等。全体に増えているという状況です。

あとは実際のサービスの利用状況についてもいかがでしょうか。数字的には利用者の実績が少し増えているというところだと思いますが。4ページでは平成28年度時点の就労支援事業の利用者数が減っているということ。これは利用者の減少ということで説明いただいたんですがこれは瑞穂市内ということではなくほかの地域の事業所も含めて減少しているということでよろしいでしょうか。事業数が減っているので利用者数が減ったのか、ニーズの変化なのかこれの説明というのはいかがでしょうか。

事務局 瑞穂市内に昨年度まで2つの事業所があったんですけどもそのうちの1つの事業所さんが閉所したということで、それもありまして少し利用者さんが減ったのではないかなというところです。

会長ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

施設から在宅、地域への移行ということで 7 ページのところの居住系サービスの施設入所支援、これが 35 名、それから 33 名の方が施設入所支援をされるということなんですが、これは先ほどの説明では 2 名の方が亡くなられて自宅移行が 1 名という、3 ページのところの施設の入所者の地域生活への移行ということで少し減っているということなんですがこちらの 3 ページの方の人数が 35 から 33 名、2 名の減少というのは、これは死亡されて退所という意味でよかったですか。これは数字で 1 名の違いだけなので。これは 3 ページで書いてある 33 という数字ですけれど平成 28 年度末で 33 人ということで、この 33 のままでよろしいですか。27 年度実績は 35 と書いてあるものですからここの 2 名のところの数字がよくわからないところですが。おそらく 3 ページのところの説明は平成 28 年度は 33 名と。2 名の方が亡くなられて 1 名が自宅移行と、3 名が数字が減って 30 人ということ。

事務局 再度、精査します。

会長 瑞穂市内の障がいがある方の施設入所状況が載っていると。

A委員 今、県の福祉計画の会議では県は基幹相談センターを各自治体でどういう風に 取り扱っていくか、その力が問われているわけですけれども、瑞穂市ではその基 幹相談センターなどの計画などは何かございますか。

- 事務局 基幹相談支援センターということでご質問いただきましたが、具体的な計画には至っていない状況です。ただ先日、岐阜県で会議もございまして市町村設置に向けて努力するようにということでお話をいただきまして、岐阜県では岐阜市さんと各務原市さんと大野町さんがそれぞれ単独設置してやっていらっしゃるということで、瑞穂市で単独で設置していくのがいいのか、2市1町の瑞穂、本巣、北方というのが2市1町の広域連合の枠組みがございますのでこちらの広域連合で設置して対応していくということも1つかなという風に考えておりますし、瑞穂市には社会福祉協議会ということで、総合相談窓口ということで設置しておりますので、まだ全然協議もしておりませんが、いろいろな形があるかなと思いますが、いずれにしても受託者の方との密接な連携、あるいはもとす広域管内においても2市1町で協議をして進めていかなければならないかなと考えております。
- A委員 もし計画の中で進めてられていくときに大野町とか岐阜市なんかは自前で職員 の方がやっておられるんですけどもあまり相談というか地域の状況というのが、 お役所そのものが基幹相談センターを設置するとあまり期待できないというか、 状況が変わっていかないです。ですから基幹相談センターの役割というのはかな り困難事例に関するアドバイスをしたりとかそこを中心にしていろんなことをやっていったり、あるいは行政に提言をしていくようなことをやっていきますので、 もし計画を立てていこうとされるならば市の中でやるんじゃなくてどこかへ委託 して第3者が入るような形の基幹相談センターという形を考えていただければと いう風に思います。
- 会長 ありがとうございました。ぜひご検討いただければと思いますので。これは第2期の計画の時にも確かちょっと議論になったと思いますので基幹相談センターも含めてどうするかということで、ただその時はまとまらなかったので今回の8ページのような状況ということになっていますのでぜひご検討いただければと思います。

他はいかがでしょうか。利用サービスが非常に増えているところもありますし 逆にちょっと減っているところもあります。

任意事業ですと 10 ページのところの日中一時支援事業が平成 27 年度が 12 名、28 年度からかなり、計画としては 28 人だったんですが実際の実績としては 6 人ということでこの事業を利用されている人数が減っているということもあります。これは状況はいかがでしょうか。

事務局 日中一時支援事業ですがやはりお子さんとかですと本来の役割ではないんです

けども放課後等デイサービスの方で預かってもらう。預かりが本来の役割ではないんですけどもそういう形で利用されている方もいらっしゃいまして、なかなか事業所まで送り迎えというのも必要ですので利用されている方が少ないというのが現状でございます。

- 会長 ありがとうございます。先ほどの 11 ページは障害児支援事業の見込み量はいずれも増えております。かなり増えているのではないかなと思います。児童発達支援のところも計画通り増えていますしあとは放課後等デイサービスの方も 28 年度計画は 36 が実績はかなり多いと、このあたりのサービス量も今後どうしていくのかということもいろいろ検討課題かなとは思います。
- B委員 今日いただいたこのA3の資料ですね。今見せていただいて非常にこの市が持つ 特徴的なものが数字に出ているなということを感じましたのでちょっと披露した いと思うんですが、日本の障がい者の人口比率というのはここずっと大体固まっ ておりまして、身体障がい者が3%前後、知的障がい者が0.6%、それから精神障 がい者が2.5%、この比率はほとんど変わらないんですよ。この市のデータを百分 率で表しますと身体が 1,570 名で 2.9%になるんですね。これはほぼ国の比率と同 じ。それと知的障がい者が402名ですから0.7%、これは国よりちょっと0.1%多 いんですけどもほぼ国の平均値です。それに対して精神障がい者が272名という 数字です。これが非常にこの地域の特性を表しているか、原因は、前から私はぜ ひ市で調べてもらうとありがたいと言っているんですけども、272名というのは人 口比率で 0.5%なんです。国の統計ではですね 2.5%なんですよ。国の統計では精 神障がい者 2.5%、これに対して当市では 0.5% しか手帳をもらっておられない、 要するに5分の1しかおられないということです。これはどういうことなんでし ょうかということですね。この数字は前から私は気になっていてしょうがないん ですけども。勝手な推測を申し上げますと地域の方針性であろうという、要する に昔からのローカルな概念としてですね、障がい者を表に出さないというこの思 いが今もこの地域にあるんだろうという風になっていると私は勝手に思っている んですが、少ないことはいいんです。統計数字として。それが実体であれば。こ れが非常にこの地域の特性を表していると。逆に言うとこの地域で精神障がいに なる人が少ないというのはある意味では自慢できることなんですね。これは不思 議なんです。これは世界統計からみてもそんなことは絶対ありえないんです。や っぱり精神障がい者は2%以上出ますから。何か別の要因があるなと私は常々考え ております。少し長くなりましたが感想です。

会長ありがとうございました。この件についてはみなさんいかがでしょうか。精神

障がい者の方の精神保健福祉法で手帳等も含めて平成18年から一応カウントされておられますので、確かに瑞穂市の手帳受給者が272名ということで人口構成からいくと今のお話では0.5%という計算になっておりますので、多分地域の中でも市体制も含めてなかなか問題が上がって来づらいという環境があるんじゃないかとは推測しております。

A委員 1つ、今2.5%というのは手帳所持者ですよね。手帳所持者が全国で2.5%が普通、ちょっとその辺を確認とらないといけないんですけども、精神障がい者が統計的に表れにくいというのは、比較的若い世代が多い地域というのは精神障がい者の数は少なく出てきます。当然、精神障がい者というのは思春期に発病して手帳をとったりしていくということ、それからもうひとつ世界的な統計では労働人口が非常に多い、要するに経済的に活発な時というのは精神障がい者というのは表に現れにくい、経済的にちょっと落ち込んできて働き口がなくなると精神障がい者というのは統計的には数字がボンと上がってくるということがあるので特に瑞穂市の地域的なものはただ単に閉鎖的なものということだけではないと思います。子供の人口がぐっと増えていく、要するに地域としては非常に活性化されているところですので、子どもの人口が多ければ精神障がい者の数が少なく出てくる可能性があると思いますのでそれはもう少し統計的にきちっといろいろ見てこないと、一概に地域の閉鎖性だけでは言えないのかなという感じを受けました。

会長 ありがとうございました。瑞穂市の人口統計等も踏まえて少し検討いただけれ ばと思います。

他にご意見いかがでしょうか。29年度は今実施中ですのでデータがないんですが第5期の計画が来年度障害福祉計画を含めて出てきますので途中経過、28年度までですが障害福祉計画に反映させていきたいと思いますので、ここの項目についてはよろしいでしょうか。

それでは次に移りたいと思います。それでは**議事1の②の瑞穂市障害者計画・瑞穂市障害福祉計画(第5期計画)の策定**ということでこれは先ほどの説明にあった通り障害者計画と3年ごとの障害福祉計画が合体して来年度両方の計画を策定するということになっております。その策定にあたりまして今回アンケート調査を実施しておりますのでそれについてのご報告を事務局の方からお願いしたいと思います。

<事務局より議事1-②について説明>

会長 ありがとうございました。資料の2-2の方の概要版ということです。詳細の方

は資料の2-1で非常にボリュームがありますので事前に郵便でいただいた委員の皆さんのご質問とかご意見等ありますでしょうか。アンケート自体は平成21年の時の障害者計画でアンケートを取られたと思いますが、その時はこの精神障がいの方をあまりしっかりとしたデータがなかったのかなと思いますので今回は3障がい別でかなりの詳細なデータが出たかなと思います。

後は自由記述の方が資料の2-3の方でそれぞれ項目を区切って自由意見を羅列して掲載をしてあります。知的なのか精神なのか身体なのかということは、かっこを見てそれぞれの意見をいただいております。今回アンケートの結果を踏まえましてご質問やご指摘ありましたらどうぞ。

C委員 9ページに避難行動要支援者名簿に登録していますか、というところで登録していないというのが84.1%、登録していない理由でそれぞれ理由があって3割近くの人がそういう事業そのものを知らないということなんですね。やはりお年寄りが、体が動けなかったりとかお年寄りの登録がすごく多いんです。ところが実際足が悪いからとかいろいろその他の事情で登録されている人は本当に、いかにも少ないのでやっぱりこれはせっかくそうした名簿を、名簿は守秘義務がかかっているところしか配布されませんので消防署などです。この3割というのはやっぱりこれは行政の責任じゃないか。これは我々も含めて徹底していかなければいけないなと思っています。3割以内の人が理由があって大丈夫ですよと本人がおっしゃっているんです。ただアンケートを取った回収率は5割ぐらいですから、実際に知らない人はこの倍ぐらいあるということで、このところ地震も来そうですが、これはもう少し改良した方がいいのではないかと思います。

会長ありがとうございます。何か市の方からはどうですか。

事務局 ただ今のご意見ですけども周知の方ですね。制度をご存じないというのは私どもの方に責任がありますのでこういう制度があるということで周知徹底していかなければいけないと考えています。9ページですと今現在はこのグラフで見ますと上から自分で十分避難できる、家族の手助けが得られるというこれは今現在の話ですけども、やはり先ほど自由記述の方でも親亡き後、今回のアンケートでも親さんにしてみれば自分がいずれ先に倒れた時に障がい者を残していくのがやっぱり心配だと。障がいのある子どもさんを持っている方もやはり今は家族に世話をしてもらえるけどいずれ親がいなくなった時に自分でやっていけるのかというそういう不安は抱えて見えます。今回のアンケート全体を見てもらいますと一応64歳以下の方でそういうことがでていますけども、やっぱり親子2世代で住んで見える方がこのアンケートでは多く出ています。でも今後やはりみなさんそういう

不安を持っています。今はやはり核家族の方が多いのでやはり先ほども部長の話ですけども今後は共生社会、地域でそういうことを支えていく、意味合いとしてもこの名簿への登録というかそういう人がいるということは地域で認識してやっていかなければならないのではないかなと思っております。

また、避難行動要支援者名簿につきましては手挙げ式ということでご本人さんが申請書を出して登録する方式でしたが、災害関係ということで、総務課が庁舎内連携し、本人さんが申請するのではなく障害支援区分でこれ以上の方はすべて名簿に載せると。載せた後でその情報をどうやって使うかについてはご本人さんに同意とって活用するという形になりました。そのため基本的に皆さん全員名簿にもう載せて作成するという方向で現在進めております。

会長 これは計画策定の基本的な考え方の中でも議論させていただきますが災害時の 安心安全対策の強化というところで4本柱の1つにもなっていますので、ぜひ防 災対策の中で災害弱者といわれる方が非常にやっぱり毎回大きな災害が起こった 際に問題になっておりますのでそういったことも含めてぜひ検討していただけれ ばと思っております。

他はいかがでしょうか、ご質問とかこの点ぜひ強調しておきたいとかいうことがありましたら、いかがでしょうか。

- D委員 すいません質問ではないんですけどもこのアンケート調査をずっと読まさせていただいて元の中にも結構重要なポイントが入っていると思いますけども、今いただいたこの中では10ページの今後のサービス利用意向についてというところの調査と11ページにあります今後の生活と必要な支援についてというこの2ページですけども、これはやはり将来の生活ということで、どんな支援が必要ですかということではやはり具体的には入浴であるとか排泄などの身体介護の支援であるとか自分ではできない家事などの支援ということで調査をしています。やはり左のページの今後のサービス利用意向についての中で1番上読めていないところとわからないところを説明してということでご希望に添えるようなサービスが提供できるんじゃないかと思います。この10ページと11ページはそんな感じを受けたのですが、他にもそういうご希望の思いとそれとは現実のわからないという部分が結構いくつかありましたのでその辺を大事にしてこの調査をして次の計画にプラスしていくといいんじゃないかと思います。
- 事務局 ありがとうございます。今ご意見いただきました今後のサービス利用意向について 10ページの方ですけども全体版の方には現在の利用状況も載っております。ここでも実は現在も利用していないという率が一番高くなっておりまして、さら

に言いますと今の障害者計画、この時のアンケート調査の時にもこの項目がありまして、その時も身体障がいの方が 73.8%、知的障がいの方 51.7%、精神障がいの方が 59.3%、前回の時にもここが一番利用していない、多分分からない、というところがずっと来ていますので今後となると今言われたようにそれをどういう風に情報提供していくかということが非常に重要だと思うので参考にしてまずこれを読み返していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

会長 ありがとうございました。今のご意見に対しましてよろしいでしょうか。今回 アンケートにつきましてはかなり詳細な結果、障がい者の方の要望希望等がデータとして集まってきておりますのでこのアンケートの印刷資料を基に次計画を考えていきたいと思っておりますが、ぜひ皆様方の方からこの後でも結構でございますのでぜひ事務局の方にご提案していただけると非常にありがたいと思います。策定委員会の方は別途にどんどん進んでいきます。ですから来月にもこれを踏まえてある程度基本計画とかを策定していきますのでぜひ本委員会の委員の方にはいろいろご意見等いただければと思います。ここはこれでよろしいでしょうか。これについては公開をされているということなのでいろいろほかの方にもご意見いただればと思います。

それでは引き続きまして議題の方で、**※の計画策定の基本的な考え方**ということで事務局の方から説明をお願いします。

<事務局より議事1-②計画策定の基本的な考え方について説明>

会長 ありがとうございました。ただ今のご説明に関しましていかがでしょうか。資料の2-4の赤字で記載してあるのがこの6月に市障害者計画等策定委員会を開催して論議したところが追加されているということになります。いかがでしょうか。ご質問あるいは追加等、流れの方は右の方で今後順次進めていきますので計画の重点ポイント案というところ、これを基本的な方針で進めていきたいと思います。ポイントは地域包括ケアの視点、地域共生社会について、これは特に障がい福祉サービスと介護保険事業所の介護サービスが柔軟に対応できるという、共生型サービスの話で、今後、多様なサービスの提供が可能になるかなと思いますので高齢者だけじゃなく障がい者も含めた地域包括ケアの流れがこれから加速するかなと思います。そこにいつも障がい者のいろんな視点を持っていっていただいてということでいかがでしょうか。よろしいですか。またこの件につきましてはご意見がありましたら事務局へご連絡いただければと思いますので。

それでは続きまして**議事1-3の平成29年度の障がい福祉について**ということ、 事務局からご説明お願いいたします。

<事務局より議事1-3について説明>

会長 ありがとうございました。まず1点目の手話奉仕員養成講座については、平成 29年度ということで今実施しております。

それからヘルプマークの方はこのご案内の通り8月1日からということで無償で配布されているそうですので、該当する関係者の方は是非お声をかけていただきまして、これは例えば10枚とか20枚とかあるいは身体障がい者の方で例えば50ぐらいもらって必要な人に配布するとかそのあたりはいかがですか。

事務局 市の身体障害者福祉協会さんにつきましては県から直接ですね、県の協会を通じてそれぞれご希望の数が配布されるということで、市の窓口の方では個別の配布という形で配布させていただきたいと思っております。

会長 分かりました。

- E委員 瑞穂市の身体障害者福祉協会の方はあらかじめ県協会の方から連絡がありましたので、市の福祉課とも相談しましてその辺の対応はやっていくつもりでおりますし、会員様にも周知徹底するように努力していきたいと思っております。以上です。
- 会長 ありがとうございます。このヘルプマークというのは瑞穂市の広報というか、 一般の方がこのデザインを何のデザインかなと思われると分からないので、ヘル プマークに関する広報は何か検討はされているんですか。一般の方にどういう意 味があるかというのが分からないと。障がい者の方が携帯していても意味が無く なってしまいますので。
- 事務局 はい。瑞穂市の8月号広報でも掲載させていただきましてこういう趣旨で配布 するという写真つきでご案内をさせていただきます。こちらの事業につきまして は岐阜県で清流の国づくり条例の施行を踏まえて導入されるということで全国的 にも東京とか各都道府県などで先行して進めておられる都道府県があるということで、このヘルプマークのものについては全国共通のようなものという風に聞いております。8月1日からということでちょっと7月の広報には間に合わなかったんですけども、8月1日発行の広報みずほにて皆さんへのご案内をさせていただきますのでよろしくお願いします。

会長ありがとうございました。他にいかがでしょうか。どうぞ。

F委員 子どもの療育という立場でお訊ねしたいと思います。療育センターに通う子供たちですね、多動だったり本来子育て支援センターなんかに遊びに行くと大きな声を出したりする子どもたちがいるんですね。お母さんはその時点で連れて帰っていくのですが、理解という意味も含んでたとえばそういう子供たちがリュックにこういうものを付けて遊びに行くということはできるのでしょうか。

事務局 実はヘルプマークについての県の説明会が来月、7月5日にございまして、詳細 については説明会後、改めてご説明差し上げたいと思います。

F委員 ありがとうございます。

会長 他にいかがでしょうか。ヘルプマークが導入されるということでぜひ皆様方に ご協力いただきたいと思います。

それでは引き続きまして**④市内の福祉事業所について**ということについてこちらのご説明をお願いいたします。

<事務局より議事1-④について説明>

会長 いかがでしょうか。福祉サービス事業所の現在の運用状況ですがご質問とかご 追加等ございますでしょうか。短期入所、ショートステイについて7月1日から ほたるで利用が開始されるとのことです。

続いては**議事2の平成29年度の協議会の運営等について**、事務局の方からご説明をお願いします。

<事務局より議事2について説明>

会長 ありがとうございました。自立支援協議会の組織は特に変わってはおりません。 部会の方はくらし部会、子ども部会、相談支援部会ということで従来通り3部会、 くらし部会の方は本当にいろいろと大変なんですが、日中支援、居住支援、権利 擁護等を含めてとくに差別解消法の取り扱いについてぜひご検討いただければと 思います。そして連携としては個別支援会議等を入れながら連携を強化する。 あとは委員名簿の方の部会が昨年度と基本的には同じ形になっております。部会2 というのは状況によっては重複して参加していただくということで割り振りをさせていただきました。これにつきましてはいかがでしょうか。各委員の方から何

かご質問とか追加等ございますでしょうか。今年度もこういった形で進めていき たいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議題の方でちょっと最後になってきましたが、各部会の進捗状況ということで昨年度 1 年間いろいろ対応していただいておりました。そのご報告あるいは今年度の対応、課題も踏まえてまとめてお話しいただければと思いますのでまずくらし部会長さんからお願いしたいと思います。

くらし部会長 くらし部会としましては昨年度からの提案というところで障がい者のためのハンドブックというものの雛形を作っております。これは相談部会と相談しながら、お互いに協力しながらどういう風にしようかということを障がい者の目線に立って、そういうことを作っていきたいなという風に思っております。今年印刷等の予算が付きましてこの雛形を完成させてできれば年内中には雛形を完成して年度内に発行としたいと思っております。その辺のところが一つの懸案というところです。

それから先ほど会長さんの方からもありましたけれども差別解消法とか権利擁護の関係ですね、こういったアンケートの中にはそういうような形のものが少なかったですけども今後やはりそういうようなところが親さんが高齢者になって成年後見人制度とかそういうことも必要だろうというところでその辺の研究をちょっと始めたいなという風には思っておりますのでまた皆様方のご協力をお願いしたいと思っております。以上でございます。

会長 ただ今くらし部会よりご報告がありましたがいかがでしょうか。ご質問とかご 意見を受けたいと思いますがよろしいでしょうか。特に福祉サービスの冊子を昨 年度苦労されて作成をしていただいておりましたけれども細かいところの修正を していただいてということで今年度中に発行できればと思います。

それでは引き続きまして相談支援部会お願いします。

相談支援部会長 相談支援部会は前回3月にこちらの全体会をいたしましてから5月25日 に本年度1回目の部会をいたしました。内容はまず前回からの検討経過報告、それが3点ございまして障がい福祉の手引きについては指摘箇所を更新しています。 瑞穂ふれあいバスについては引き続きデータを収集、基準該当の指定については福祉生活課と連携をして他市を参考に要綱の作成を検討、それで先ほどから出ています厚労省が進めている我が事、丸ごと地域共生社会の検討についても周知していくということにしました。それから事業所が今年に入ってから増えたために事業所の方にお越しいただいて、事業所の方にそれぞれ紹介をしていただきました。本年度は障がい福祉の手引きを完成させるということがまず第一ですけども

それと一緒に引き続き検討項目についても詰めていくという予定でおります。以上です。

- 会長 ありがとうございました。相談支援部会につきましてはいかがでしょうか。ご 質問とか部会に属された委員の方で追加等ございますか。
- A委員 すいません。ここの場で発言できる内容かどうか分かりませんけども、今、全 国のこの相談支援専門員の中で 1 つ提案みたいな形で上がっているのが、全国的 に災害時の避難をどうするかというのがどの自治体でも大変なことで、障がい者 の生活ぶりを一番分かっているのは相談支援専門員が本人のご希望もあると思う んですけども、それは個人情報の公開というものもあると思うのですが、地域の 民生委員の方と連動して個別の避難の計画を相談支援専門員が立てていってはど うか、そしてそれを今国の方でやっている会議の中で今のところは言ってもらえ るような方策はないだろうかということが実は話が上がっていますので、そんな ときにならなくても一番障がい者の窓口になるのが相談支援専門員、あるいは老 人の場合ですとケアマネージャー、その人たちが災害に関してあなたはどういう 風なことを考えてどういう避難をしますかというようなことを頭において情報提 供しながら一緒に計画を立てていくとか、ご家族の場合今度そういうものを作っ ていくという形のことが必要ではないかなと思いますので、それを部会でやるこ とかどうかわかりませんけども相談支援専門員の方たちもそんな観点でちょっと 災害のことも計画の中で考えていただければどうかなと思います。
- 会長 ご提案についてぜひいろいろ検討していただければと思います。部会の方はあくまでも具体的にということじゃなくてもこういう施策ができるかとかそういう助言などいろいろ案を出していただければと思いますのでぜひよろしくお願いいたします。他にいかがでしょうか。追加のご提案等ございましたらお願いします。それでは子ども部会お願いします。
- 子ども部会会長 子ども部会の方です。昨年度子育て相談パンフレットを作成するという 目標を立て、委員の皆さんに意見をいただきながら 3 月にこれでいいかなという 確認を一応してもらったんですが、その中にもここをこうするといいんじゃない かといういろんな意見が出ましたので最終的に 7 月に第 1 回を予定しております が、その時にこのパンフでいいですかという確認をして刷り上げたいという風に は思っております。

もう 1 つは放課後等デイサービス事業所が瑞穂市にもできています。先ほどの 資料にもありますように利用者数も増えておりますので、そこの利用状況やそこ

での実施されている療育の内容との報告会と共通理解を図るような時間にしたい と思っております。後は切れ目のない支援という風に言われておりますが、子ど も部会の中には教育委員会や幼児支援課等も入っておりますのでどんな支援のつ なぎ方がよいのかということをまた確認し合いながら将来的にはそういう切れ目 のない支援につながるようなリーフレットづくりにつなげていけたらと思います。 以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今の子ども部会の方のご報告ですが、ご質問あるいは追加等ございますでしょうか。子育てパンフレット等いろいろ大変だと思いますが、形のあるものができましたのでぜひ瑞穂市で配布していただきたいです。他はいかがでしょうか。それぞれの部会におかれましては何回か部会の活動を検討しておりますのでその都度日程等は部会長の方からご案内があるかと思いますのでぜひ皆さんご協力の方お願いいたします。他にいかがでしょうか。全体の流れの中で最後にご質問とかご追加等受けたいと思いますが。よろしいでしょうか。

今年度は特に障害福祉計画と障害者計画の策定年度に当たりますのでぜひ各委員の皆様方から積極的なご意見を頂ければと思いますので今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは本日の議題の方はすべて協議いたしましたので私の方の進行の方は終 了させていただきます。無事議事進行ができたことを感謝申し上げます。今後と もよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局 会長をはじめ委員の皆様には長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。後日でも結構ですので資料をお読みいただいてご意見等が何かございましたら福祉生活課の方までいただければと思います。それでは以上をもちまして本日の委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。